

自動車事故被害者支援体制等整備事業（介護職員等緊急確保事業）

実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（介護職員等緊急確保事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、自動車事故対策費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第3項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所、同条第11項に規定する「障害者支援施設」又は同条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすもの（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第2級以上に該当する者をいう。以下同じ。）が入所していること、又は利用していること。
 - 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
 - 三 感染症対策に資する新たな職員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。
- イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172	生活支援員

	号。)	
--	-----	--

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

四 感染症対策に資する新たな職員を雇用するための求人情報の発信に要する経費（以下「求人情報発信費」という。）及び感染症対策に資する新たな職員を雇用するための職業紹介の利用に要する経費（以下「職業紹介利用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる人員配置基準を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（補助対象経費）

第 3 条 人材雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、令和 4 年 12 月 2 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に新たに雇用した職員の雇用に係る経費とする。

2 求人情報発信費の対象となる間接補助事業の範囲は次のとおりとする。

一 大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね 25 万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費

二 その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費（前号に係る経費を同時に申請する場合に限る。）

イ インターネットを活用した情報発信

ロ パンフレット等の作成

ハ その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの

3 職業紹介利用費の対象となる補助対象事業の範囲等は次の各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費
- 二 自動車事故対策費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づく交付申請（以下単に「交付申請」という。）を行った日から起算して 3 箇月前の日より求人情報の発信を行い、かつ、当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていること
- 三 令和 4 年度において本補助金の交付申請（前項に規定する求人情報発信費に係る申請に限る。）を行っていないこと

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第 4 条 補助率及び補助限度額については、次のとおりとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

- 一 人材雇用費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で執行する。
- 二 求人情報発信費にあつては、補助率を定額とし、1 障害者支援施設等につき 80 万円を補助限度額とする。
- 三 職業紹介利用費にあつては、補助率を定額とし、1 障害者支援施設等につき新たに有料職業紹介事業者を通じて雇用した職員 3 名を上限に当該職員 1 名あたり 70 万円を補助限度額とする。
- 四 前 3 号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（間接補助事業の選定における優先順位）

第 5 条 間接補助事業は第 2 条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で選定するものとする。

- 一 令和 4 年度中に自動車事故による重度後遺障害者が初めて入所及び利用する見込みがある間接補助事業者。
- 二 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所及び利用しており、かつ、令和 4 年度中に具体的な新たな入所及び利用の見込みがある間接補助事業者。
- 三 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所及び利用している間接補助事業（この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。）

（間接補助事業の実施期間）

第6条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第7条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。